

令和8年度 高崎市特定事業主行動計画の実施状況及び高崎市における女性の活躍状況の公表

特定事業主名： 高崎市

令和8年7月公表

高崎市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「高崎市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、高崎市における女性の活躍状況を公表します。

【職業生活に関する機会の提供に関する実績】

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.7 %
全職員	75.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	97.5 %
課長相当職	95.5 %
課長補佐相当職	97.4 %
係長相当職	97.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1 %
31～35年	91.2 %
26～30年	89.5 %
21～25年	88.3 %
16～20年	90.4 %
11～15年	90.8 %
6～10年	94.6 %
1～5年	95.4 %

【説明欄】

- ◆「任期の定めのない常勤職員」の男女別の割合は、男性が 57.0%、女性が 43.0%である。また、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については会計年度任用職員が多数を占め、正規職員と比較すると平均給与額が低い。また、男女別の割合は、男性が 26.9%、女性が 73.1%で、女性比率が高くなっている。よって、「全職員」で割合を算出すると、男女の給与の差異が大きくなる。
- ◆扶養手当や住居手当について、対象が世帯主や住居の契約者であることから、男性職員が受給することが多いため、勤続 10 年目頃から男女の給与の差異が生じやすくなる。
- (各手当の受給者の男女割合)
- ・扶養手当 男 84% 女 16% ・住居手当 男 68% 女 32%

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度 4 月 1 日時点）

区分	目標 (令和 12 年度末)	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度
管理的地位にある職員 (課長相当職以上)	23.0 %	15.8 %	14.7 %	13.0 %
管理的地位にある職員 (係長相当職以上)	35.0 %	24.9 %	23.9 %	22.8 %

【説明欄】

令和 8 年度
 課長相当職以上 男性 139 人 女性 26 人 計 165 人
 係長相当職以上 男性 486 人 女性 161 人 計 647 人

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度 4 月 1 日時点）

区分	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度
部長相当職	12.5 %	8.8 %	8.8 %
課長相当職	16.5 %	16.3 %	14.1 %
課長補佐相当職	22.6 %	22.6 %	22.0 %
係長相当職	36.8 %	33.3 %	33.0 %

【説明欄】

令和 8 年度
 部長相当職 男性 28 人 女性 4 人 計 32 人
 課長相当職 男性 111 人 女性 22 人 計 133 人
 課長補佐相当職 男性 230 人 女性 67 人 計 297 人
 係長相当職 男性 117 人 女性 68 人 計 185 人

Ⅳ 管理職を希望する職員の割合（調査実施年度）

区分	目標 (令和12年度末)	令和7年度	令和6年度	令和5年度
男性	80.0 %	66.5 %	69.2 %	71.9 %
女性	50.0 %	23.0 %	23.5 %	23.6 %

【説明欄】

令和7年度調査

対象：主査・主任・指導技士（管理職昇任の可能性のある職位）

男性職員 全体 600 人 管理職昇任希望者 399 人

女性職員 全体 588 人 管理職昇任希望者 135 人

Ⅴ 採用した職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日時点）

区分	令和8年度	令和7年度	令和6年度
一般事務職	51.5 %	46.5 %	41.2 %
技師	100.0 %	25.0 %	14.3 %
保育士	100.0 %	100.0 %	87.5 %
その他の職	83.3 %	85.0 %	80.0 %

【説明欄】

令和8年4月1日採用人数 46 人

一般事務 男性 16 人 女性 17 人 技師 男性 0 人 女性 1 人

保育士 男性 0 人 女性 6 人 その他の職 男性 1 人 女性 5 人

Ⅵ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（試験実施年度）

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
一般事務職	40.8 %	41.6 %	39.7 %
技師	7.1 %	17.2 %	9.1 %
保育士	93.5 %	96.2 %	89.7 %
その他の職	59.6 %	77.4 %	68.9 %

【説明欄】

令和7年度実施

一般事務 男性 342 人 女性 236 人 技師 男性 13 人 女性 1 人

保育士 男性 2 人 女性 29 人 その他の職 男性 23 人 女性 34 人

Ⅶ 職員に占める女性職員の割合（各年度４月１日時点）

区分	令和８年度	令和７年度	令和６年度
一般事務職	32.4 %	32.1 %	31.2 %
技師	9.4 %	9.0 %	8.5 %
保育士	92.6 %	92.5 %	92.3 %
その他の職	71.3 %	71.1 %	70.1 %

【説明欄】

令和８年度実施

一般事務 男性 1,049 人 女性 503 人 技師 男性 202 人 女性 21 人

保育士 男性 15 人 女性 187 人 その他の職 男性 133 人 女性 330 人

Ⅷ 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

- 高崎市女性職員活躍推進行動計画を職員向けの電子掲示板に常時掲載し、全職員に対する周知を行いました。
- 新任係長及び新規採用職員を対象とした、女性職員の活躍推進に関する啓発を図るための研修を実施しました。

【職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績】

I 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	目標 (令和 12 年度末)	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
男性（1 日以上）	—	102.4 %	103.9 %	76.3 %
男性（2 週間以上）	100.0 %	90.2 %	82.4 %	62.7 %
女性	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度	令和 6 年度
男性	100.0 %	— %
女性	100.0 %	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	54.8%	0.0%	0.0%	0.0%
1月超3月以下	19.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3月超6月以下	11.9%	3.5%	100.0%	50.0%
6月超9月以下	2.4%	0.0%	0.0%	50.0%
9月超12月以下	0.0%	31.0%	0.0%	0.0%
12月超24月以下	0.0%	51.7%	—%	—%
24月超	0.0%	13.8%	—%	—%

【説明欄】

◆男性職員（常勤）における育児休業（1日以上）の取得率は100%を達成しており、新たな目標として2週間以上の取得率を100%と設定したところである。

Ⅱ 男性職員の配偶者出産休暇及び子の養育休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

1. 男性職員の配偶者出産休暇及び子の養育休暇の取得率並びに合計5日以上取得率

区分	目標 (令和12年度末)	令和7年度	令和6年度	令和5年度
配偶者出産休暇	—	85.4 %	96.1 %	91.5 %
子の養育休暇	—	65.9 %	68.6 %	66.0 %
合計5日以上取得	100.0 %	41.5 %	51.0 %	37.3 %

2. 取得日数の分布状況（令和7年度）

配偶者出産休暇	1日未満	1日以上2日未満	2日	
	14.6 %	9.8 %	75.6 %	
子の養育休暇	1日未満	1日以上3日未満	3日以上5日未満	5日
	34.1 %	19.5 %	14.6 %	31.7 %
合計	1日未満	1日以上5日未満	5日以上7日未満	7日
	9.7 %	48.8 %	12.2 %	29.3 %

【説明欄】

令和7年度

配偶者出産休暇 1日未満 6人 1日以上2日未満 4人 2日 31人

子の養育休暇 1日未満 14人 1日以上3日未満 8人 3日以上5日未満 6人 5日 13人

合計 1日未満 4人 1日以上5日未満 20人 5日以上7日未満 5人 7日 12人

Ⅲ 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	目標 (令和 12 年度末)	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
内部部局等(本庁)	3.0 時間/月	6.4 時間/月	4.9 時間/月	5.9 時間/月
内部部局等以外(本庁以外)		3.9 時間/月	2.7 時間/月	3.5 時間/月
全体		5.1 時間/月	3.8 時間/月	4.7 時間/月

【説明欄】

令和 7 年度

本庁 男性 7.1 時間/月 女性 5.2 時間/月

本庁以外 男性 4.2 時間/月 女性 3.6 時間/月

全体 男性 6.0 時間/月 女性 4.2 時間/月

Ⅳ 年次有給休暇の平均取得日数

区分	目標 (令和 12 年度末)	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
正規職員	18.0 日	15.6 日	16.1 日	16.3 日

【説明欄】

令和 7 年度

男性 15.5 日

女性 16.0 日

Ⅴ 職員の職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- 男性職員における育児休業、配偶者出産休暇および子の養育休暇の取得を促進するため、所属長を通じ、面談シートを活用した働きかけを実施しました。
- 管理職を対象とした育児休業取得促進研修を実施しました。
- 年次有給休暇の計画的な取得を促進するため、所属長を通じて業務の計画的遂行や応援体制の整備等、職員が年休を取得しやすい環境づくりに努めました。